

令和5年6月30日

時間外労働の上限規制に関する広報ポスターについて

～建設業で働く方、ドライバーにも時間外労働の上限規制適用が開始されます！！～

時間外労働の上限規制は、平成31年4月（中小企業では令和2年4月）から適用が開始されていますが、建設の事業、自動車運転の業務など一部の職業では、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されてきました。

この猶予期間は今年度までであり、令和6年4月1日からいよいよ時間外労働の上限規制の適用が開始されます。

建設業で働く方や、ドライバーはインフラや物流、生活交通を支える重要な存在です。一方で、著しく短い工期の設定や、荷下ろしの際の長時間の待機など取引慣行上の課題もあって、他の業種に比べ時間外労働時間が長い実態がみられます。

そのため、今後、時間外労働の上限規制を円滑に適用し、こうした方々が健康に働き続けることができるようになるためには、取引関係者をはじめとした国民の皆さん一人一人にご理解とご協力をいただくことが大切です。

厚生労働省、国土交通省では、こうしたことを周知し、建設業で働く方やドライバーの働き方改革の実現に向けて、国民の皆様に、ご自身にできる小さなご協力に取り組んでいただけるよう、広く機運醸成を図るための周知用ポスターを作成いたしました。

厚生労働省労働基準局労働条件政策課